

資料 1

門前高等学校生徒宿舎食堂棟整備事業  
施設整備概要書

令和 7 年 9 月 1 1 日

## 目 次

I	施設整備概要	1
	(1) 基本条件	1
	(2) 関係法令・参照基準等	1
	(3) 敷地について	1
	(4) 周辺インフラ整備状況	1
	(5) 地盤状況	1
	(6) 土壌汚染、埋蔵文化財等	1
II	設計条件	2
	(1) 基本的な考え方	2
	(2) 施設の構成及び規模	3
	(3) 構造種別	4
	(4) 諸室計画	4
	(5) 設備計画	5
	(6) 外構計画	5
	(7) その他	5

## I 施設整備概要

### (1) 基本条件

- ・ 事業計画地の住所番：石川県輪島市門前町道下わの1番地
- ・ 敷地面積（施工範囲）：約1106㎡
- ・ 地域・地区：都市計画区域外、輪島市景観計画特別地域（沿道）

### (2) 関係法令・参照基準等

本事業の実施にあたっては、次に掲げる法令等のほか、本事業を行うにあたり適用となる関係法令及び条例、規則を遵守すること。

- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 各種の建築関係資格法・業法・労働関係法
- ・ 輪島市景観条例（平成21年輪島市条例第50号）
- ・ 輪島市景観条例施行規則（平成22年輪島市規則第4号）
- ・ その他関係法令等

### (3) 敷地について

敷地の詳細については、「資料2 敷地の概要」による。

### (4) 周辺インフラ整備状況

インフラ整備に関しては、必要に応じて応募者各自で現地を確認すること。

#### ① 上水道の引込み、排水の処理

給水管配置、排水設備等については敷地や周辺の状況も踏まえて輪島市と相談して適宜提案すること。

#### ② 電気

現況を確認の上、既存施設の旧輪島市門前ふるさと集いの館（以下「そば禅」という。）より切り替え必要な容量にて引き込むこと。

### (5) 地盤状況

地盤状況の詳細については、「資料2 敷地の概要」による。

### (6) 土壌汚染、埋蔵文化財等

本敷地に土壌汚染及び地中障害物等が発見された場合、輪島市がとるべき措置や本事業の継続を含めて事業者と協議する。

## Ⅱ 設計条件

### (1) 基本的な考え方

#### ① 配置計画

- ・本事業は、門前高等学校に通学する生徒が自然豊かな環境の中で快適な学生生活を送ることができるよう環境を整備するものであるため、諸室配置計画及び動線計画には十分な配慮を行うこと。
- ・周辺環境を配慮しながら、全体の適切な配置や諸室配置を適切に図ること。
- ・建設に当たっては既存施設のそば禅及び生徒宿舍の敷地内に隣接して建設するため、配置にあたっては、そば禅及び生徒宿舍に影響がないよう十分配慮すること。
- ・生徒宿舍のための食堂という趣旨を考慮した配置計画とすること。
- ・食堂棟建設後は、そば禅は解体することとする。（別途工事）

#### ② 意匠計画

- ・施設の外観については、周辺地域・景観と調和した形態、色彩、構成とし、前述の輪島市景観条例を遵守すること。

#### ③ 諸室の環境

- ・定員60名以上の食堂を設けること。
- ・60名分の食事の提供ができる厨房を設けること。
- ・男子のトイレ、手洗いを設けること。
- ・下足スペースを設けること。
- ・利用者が利用しやすく、食堂運営がしやすい施設計画とすること。

#### ④ 防犯・防災計画

- ・セキュリティ計画には十分な配慮を行うこと。

#### ⑤ 環境配慮計画

- ・環境に配慮した材料の選定、建設副産物の発生制御、再資源化等、環境への負荷低減、省エネルギー対策、自然エネルギーの利用を考慮した施設計画とすること。

(2) 施設の構成及び規模

施設名	面積
食堂棟	250㎡程度
食堂（60名以上）	100㎡以上
風除室・エントランス	20㎡程度
トイレ	10㎡程度
厨房（食品庫・休憩室・調理員用トイレ・更衣室を含む。）	80㎡以上

(3) 構造種別

施設の構造については、応募者の提案による。

(4) 諸室計画

次の表の諸室を応募者によって配置を行う。

諸 室		内 容	冷暖房設備
食堂棟	風除室・エントランス	・エントランスには、生徒等の靴を収容できるよう下駄箱を設置すること。	—
	食堂	・必要人員がゆとりをもって食事できるスペースを確保し、配膳・片付けができるようにすること。また、手洗いのためのシンクを設けること。	○
	厨房	・60名の食事提供が問題なくできる厨房の計画をすること。 ・厨房設備の提案を行うこと。既設機器が利用できるものは移設をすることができるものとする。 ・必要相当の食品庫を設けること。 ・調理員用の急性室および更衣室、トイレを設けること。 ・出入口は生徒用とは別に設け、動線を分けること。	○

## (5) 設備計画

### ① 共通事項

- ・ 耐久性、更新性、メンテナンス性を考慮したものとする。
- ・ 食堂棟の全窓は寒冷地用の窓とする。

### ② 電気設備

- ・ 受変電設備等主要機器
- ・ コンセントは、各諸室に適宜設置する。
- ・ 厨房の電気使用量が分かる設備を設置する。
- ・ 外灯は、建物本体又は施設外構部に設置する。
- ・ 動力設備が必要な場合、各空調機、ポンプ類等動力機器の制御盤の製作、配管配線等を行う。
- ・ 電話設備、情報設備は、LAN・TVを接続できる設備を設置する。
- ・ 消防設備等を関係法規に基づき設置する。

### ③ 機械設備

- ・ 冷暖房設備完備の系統は、施設の構成、運用、故障時の影響を十分考慮して計画すること。
- ・ 換気設備を設け、適切に新鮮な空気の導入、除塵、臭気低減を行う。
- ・ 設置される諸室において運転・停止、温度調整が可能な方式とする。
- ・ 給排水設備については、敷地や周辺の状況を考慮の上、提案すること。
- ・ 消火設備等は、消防法、条例に基づき設置する。

### ④ 什器備品

- ・ 食堂用のテーブルおよび椅子を用意すること。
- ・ 厨房設備機器を用意すること。（既設利用は可能とする）

## (6) 外構計画

その他サイン、外灯設備は、応募者の提案による。

## (7) その他

応募者は、本事業を行うにあたり地元企業、地元業者及び産品を極力取り入れるよう努めること。